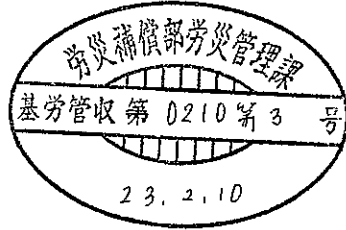


## 労働者健康福祉機構の重要な財産処分について

別添 1 認可申請書【青森労災病院職員姥畑宿舎 1 - 8】

別添 2 認可申請書【新潟労災病院栄町宿舎】



労健福発第 1 1 4 号  
平成 2 3 年 2 月 1 0 日

厚生労働大臣  
細川 律夫 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構  
理事長 名川 弘



### 認可申請書

独立行政法人労働者健康福祉機構の所有する下記土地及び建物の譲渡に係る独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく認可について、同項及び独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 56 号）第 17 条の規定に基づき、別添のとおり申請いたします。

### 記

独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院職員宿舍（姥畑宿舍 1-8）

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| (1) 土地 | 1, 235.65 m <sup>2</sup> |
| (2) 建物 | 729.16 m <sup>2</sup>    |

独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院職員宿舎  
 (姥畑宿舎1-8)の処分について

## 1 処分等に係る財産の内容及び評価額

## (1) 財産の内容

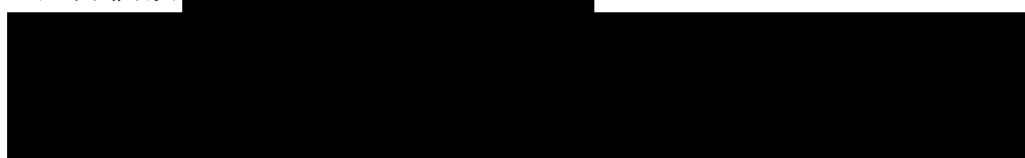
## ○ 土地

所 在	番 地	地 目	面積 (㎡)
青森県八戸市大字白銀町 字姥畑	3番地35外	宅 地	1,235.65

## ○ 建物 (構築物を含む)

名 称	棟 (戸) 数	延床面積 (㎡)
青森労災病院職員宿舎 (姥畑宿舎1-8)	2棟8戸	729.16

## (2) 鑑定評価額



※入札公告前のため非公開

## 2 処分等の条件

## 時価売払

民間精通者による不動産鑑定評価額を予定価格とする。

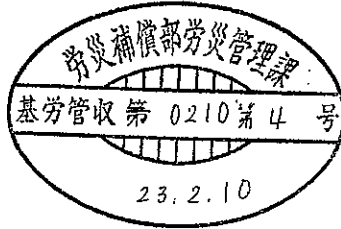
## 3 処分等の方法

## 一般競争入札

## 4 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

機構本部による保有資産利用実態調査から、当該資産は老朽化が著しく、今後も使用するには高額な改修費用が生ずること、更に今後の利用計画及び維持管理費等を含めて慎重に検討した結果、当該資産を売却し、今後必要と見込んでいる労災病院の増改築費用等へ充当することが、当該資産を最大限に有効活用できる手段と判断したものである。よって、機構の業務運営上支障が生ずることはない。

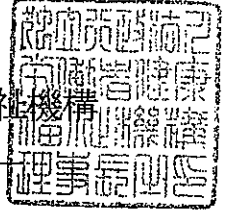
なお、機構の第2期中期計画において、労災病院の保有資産のうち、機構法附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努めることとしている。



労健福発第 115 号  
平成 23 年 2 月 10 日

厚生労働大臣  
細川 律夫 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構  
理事長 名川 弘



### 認可申請書

独立行政法人労働者健康福祉機構の所有する下記土地及び建物の譲渡に係る独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく認可について、同項及び独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 56 号）第 17 条の規定に基づき、別添のとおり申請いたします。

### 記

独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院職員宿舍（栄町宿舍）

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| (1) 土地 | 1, 146.97 m <sup>2</sup> |
| (2) 建物 | 402.03 m <sup>2</sup>    |

独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院職員宿舎  
(栄町宿舎) の処分について

## 1 処分等に係る財産の内容及び評価額

## (1) 財産の内容

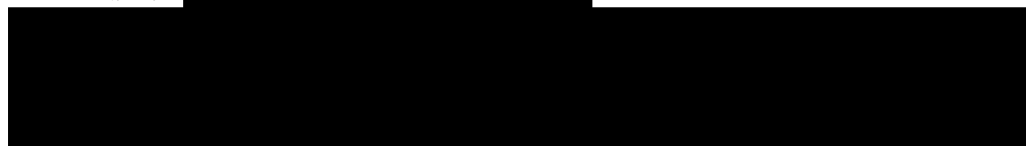
## ○ 土地

所 在	番 地	地 目	面積 (㎡)
新潟県上越市栄町二丁目	5 0 5 番地	宅 地	1,146.97

## ○ 建物 (構築物を含む)

名 称	棟 (戸) 数	延床面積 (㎡)
新潟労災病院職員宿舎 (栄町宿舎)	4 棟 4 戸	402.03

## (2) 鑑定評価額



※入札公告前のため非公開

## 2 処分等の条件

## 時価売払

民間精通者による不動産鑑定評価額を予定価格とする。

## 3 処分等の方法

## 一般競争入札

## 4 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

機構本部による保有資産利用実態調査から、当該資産は老朽化が著しく、今後も使用するには高額な改修費用が生ずること、更に今後の利用計画及び維持管理費等を含めて慎重に検討した結果、当該資産を売却し、今後必要と見込んでいる労災病院の増改築費用等へ充当することが、当該資産を最大限に有効活用できる手段と判断したものである。よって、機構の業務運営上支障が生ずることはない。

なお、機構の第2期中期計画において、労災病院の保有資産のうち、機構法附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等への有効活用に努めることとしている。